

(様式第6号)

那珂川市公告第114号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和7年3月7日那珂川市公告第29-1号で公告した那珂川市農業振興地域整備計画の一部を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

那珂川市農業振興地域整備計画の案に対し、那珂川市の住民は下記4により意見を提出することができる。同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により行う農業振興地域整備計画決定の公告にあわせ、当該意見の要旨及び処理の結果についても公告する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年1月5日の翌日から起算して、15日以内に那珂川市に申し出ることができる。

令和7年12月1日

那珂川市長 武末 茂喜



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年12月1日

至 令和8年 1月5日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

那珂川市役所 農林課

3 変更する土地

五郎丸	カイマイ	1-1、2-1、3、4、5-1、6-1、7-1、8-1、9-1、10-1、11-1、11-2、12-1、12-4、14-1、15-1
	サヤノ本	83-1、84-1、85-1、87-1、88-1、88-2、88-3、89-1、90-1、91-1、92-1、92-2、92-3、92-4、93-1、94-1、95-1
	前田	96、97、98-1、98-2（農業用施設用地）、98-3（農業用施設用地）、115-2、115-3、116、117、118-1、119-1
	3丁目	67-2、67-4、68-2、68-7、69-1、69-2、71-1、72、74-1、74-3、74-4、74-12、99-3、113-1、115-1、120-1、121、122、127-1、127-3、127-6、128-1、129-1、129-2、130-1、132-1、132-4、133-1、134-1、134-5、135-1、135-5、137、138-1、139-1、140-1、141-1、142、143-1、143-3、143-4、144、145-1、146-1、146-8、147-1、148-1、149-1、149-2

4 変更内容

農用地区域からの除外

5 変更理由

土地区画整理事業に伴う市街化区域編入のため

6 意見の記載内容

(1) 意見書の提出先

那珂川市役所 農林課

(2) 意見書の提出方法

直接持参または郵送にて提出すること。

(3) 意見書の提出期限

令和8年1月5日

(4) 意見提出の注意事項

個人にあつては氏名、住所及び職業を、法人にあつては名称、代表者氏名及び事務所所在地を記載の上、書面にて提出すること。

(5) 異議申し出の注意事項

異議申し出は、1月20日までに書面にて直接持参または郵送にて提出すること。

なお、個人にあつては氏名、住所及び職業を、法人にあつては名称、代表者氏名及び事務所所在地を明記すること。